

# 西都市スポーツランド推進協議会助成金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、西都市スポーツランド推進協議会会則第2条の目的を達成するため必要な助成を行うことを目的とする。

## (助成事業)

第2条 西都市スポーツランド推進協議会の助成事業は、次の各項に掲げる事業とする。

### (1) スポーツ大会本部への運営費助成制度

助成対象：本市で宿泊を伴う（青少年研修施設は除く。）大会参加者100名以上のスポーツ大会を開催する大会本部及び当該大会を主管する団体に対して助成。ただし、国・県・市町村主催の大会、各市町村持ち回りの大会及び観覧者から入場料を徴収する大会並びに職業的興業大会（プロの大会）は除くものとする。なお、九州管内持ち回り大会で本県開催大会のうち、当該大会の実施競技団体による積極的な誘致活動により本市開催となった大会については助成対象とすることができるものとする。なお、この場合他団体等から補助を受けている大会は除くものとする。

助成金額：次の表により算出される合計額

市内宿泊(青少年研修施設は除く)		左記以外の大会参加者			
宿泊者数(延べ人数)		助成額(円)	大会参加者(延べ人数)		助成額(円)
30人以上	50人未満	40,000	50人以上	100人未満	6,000
50人以上	100人未満	60,000	100人以上	200人未満	10,000
100人以上	200人未満	80,000	200人以上	300人未満	20,000
200人以上	300人未満	100,000	300人以上	400人未満	30,000
300人以上	400人未満	120,000	400人以上	500人未満	40,000
400人以上	500人未満	140,000	500人以上	1,000人未満	60,000
500人以上	1,000人未満	160,000	1,000人以上		100,000
1,000人以上		200,000			

限度額：200,000円

### (2) スポーツ合宿を行う団体への宿泊費助成制度

助成対象：本市で合宿を行い宿泊延べ人数が30人を超える団体に対して助成。ただし西都市青少年研修施設を利用の場合及び職業的団体（プロ）は除くものとする。

助成金額：市内宿泊者1人1泊当たり1,000円の宿泊費助成。

限度額：200,000円

(3) スポーツ大会及びスポーツ合宿誘致促進謝礼制度

助成対象：新しくスポーツ大会またはスポーツ合宿団体を誘致した団体に対する謝礼金。

助成金額：新規1大会または新規合宿1団体につき10,000円の謝礼。ただし、国・県・市町村主催の大会、各市町村持ち回りの大会及び観覧者から入場料を徴収する大会並びに職業的興業大会（プロの大会）は除くものとする。なお、九州管内持ち回り大会で本県開催大会のうち、当該大会の実施競技団体による積極的な誘致活動により本市開催となった大会については助成対象とすることができるものとする。なお、この場合他団体等から補助を受けている大会は除くものとする。

(4) スポーツ大会及びスポーツ合宿歓迎看板設置制度

対象団体：上記1から3の助成制度申請団体及びプロ

内 容：市内の入口に常設してある観光モニュメント看板等に歓迎看板を設置。

(5) その他、特に西都市スポーツランド推進協議会会長（以下「会長」という。）が必要と認めた場合は、30,000円を限度として対象団体に対して助成することができる。

(申請及び完了報告)

第3条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、西都市スポーツランド推進協議会助成金交付申請書（別紙様式第1号）及び西都市スポーツランド推進協議会助成事業完了報告書（別紙様式第2号）を助成事業終了後1ヶ月以内に会長に提出するものとする。ただし、前条第4項については、この限りではない。

(交付額の決定通知)

第4条 会長は、前条の申請があったときは、書類を審査の上、助成金交付が適当かどうか及び前条の報告内容を審査の上、助成金額を第2条により決定し、西都市スポーツランド推進協議会助成金交付額決定通知書（別紙様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(助成金の交付申請)

第5条 申請者は、前条の通知を受けた後西都市スポーツランド推進協議会助成金交付請求書（別紙様式第4号）により、会長に交付申請するものとする。

(交付)

第6条 会長は、前条により提出された西都市スポーツランド推進協議会助成金交付請求書が正当なものであると認めたときは、助成金を交付するものとする。

(決裁区分)

第7条 会長の補助機関である西都市スポーツランド推進協議会事務局の長は、助成金額（予定金額を含む）が200,000円以下の場合、会長の責任と名において常時会長に代わって本要綱に係る決裁を行うことができるものとする。ただし、第2条第5項関係については、この限りではない。

附則

この要綱は、平成14年 4月 1日から施行するものとする。

この要綱は、平成21年 5月11日から施行するものとする。

この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行するものとする。